

小国区民会規約

(名称)

第1条 この会は、小国区民会と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、小国地区交流館に置く。

(目的)

第3条 この会は、小国地区住民の環境や社会的特性を生かした個性的で魅力ある地域社会を構築し、住民福祉の向上と地域の連携及び活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次のことについて実施する。

- (1) 地区のコミュニティの向上及び地域の活性化に関すること。
- (2) 地区の環境整備、地域の福祉の向上に関すること。
- (3) 地域づくり事業に関すること。
- (4) 小国地区交流館の運営に関すること。
- (5) 小国地区交流館及び下小国中央集会所の管理に関すること。
- (6) 地域の防災に関すること。
- (7) その他目的のために必要な事項。

(組織)

第5条 この会は、小国地区の在住者をもって組織する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 3名
 - (3) 理事 24名以内（専門部会長を含む）
 - (4) 監事 2名
- 2 会長、副会長、理事、監事は総会において選出する。
 - 3 庶務及び会計は、会長が理事会の承認を得て委嘱する。
 - 4 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 5 役員が欠けた場合における補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事会)

第11条 理事会は、監事を除く役員をもって構成する。

2 理事会は、必要に応じて会長が招集し、会の運営及び事業の推進等について審議する。

3 各種団体等との連携を図るため、関係者の出席を求めることができる。

(経 費)

第12条 会の運営に要する経費は、会費、負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金等の額及び徴収方法は別に定める。

(附 則)

1 この規約は、平成27年3月29日から施行する。

2 規約に定められていない事柄については、その都度役員会において協議し実施する。